

令和3年度第6回久留米市情報公開・個人情報保護審議会（定例会）会議議事予定  
（令和4年1月25日（火）17時～ 開催形式：ZOOMによる会議）

## 1 前回会議の概要報告

## 2 諮問案件の審議

- (1) 介護認定調査業務において、介護認定申請者の個人情報をオンライン結合により受託業者に提供することの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

**諮問機関：健康福祉部介護保険課**

- (2) 久留米市個人情報保護条例第10条第1項第2号の規定によるオンライン結合等に関し、  
類型として諮問を行うもの

類型案1 AI-OCR導入業務において、民間事業者が設置・管理するAI-OCRサーバに  
PDFデータ化された個人情報（センシティブ情報を除く。）を提供する場合

類型案2 AI-OCR導入業務において、民間事業者が設置・管理するAI-OCRサーバに  
特定項目に係るPDFデータ化された個人情報を提供する場合

**諮問機関：総務部総務課**

- (3) 学童保育所運営業務において、AI-OCRの導入に伴い、入所申込書に記載された個人情報を、オンライン結合により民間事業者が設置・管理するAI-OCRサーバに提供すること及び文字データに変換された当該個人情報をオンライン結合により学童保育所運営事業の受託者に提供することの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

**諮問機関：子ども未来部子ども政策課**

- (4) 保育料の徴収業務において、口座振替通知書に記載された個人情報を民間事業者が設置・管理するAI-OCRサーバとオンライン結合を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

**諮問機関：子ども未来部子ども保育課**

- (5) 災害義援金配分業務において、AI-OCRの導入に伴い、申請書に記載された個人情報を民間事業者が設置・管理するAI-OCRサーバとオンライン結合を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

**諮問機関：総務部総務課**

## 3 その他

## 令和3年度第5回久留米市情報公開・個人情報保護審議会（臨時会）会議概要

日 時：令和4年1月11日（火） 午後3時～

場 所：職員会館メルクス 2階中小会議室

出席者：吉岡会長、小路口委員、岡委員、西田委員、松隈委員、吉弘委員 以上6名

事務局：舞弓主幹、吉本課長補佐、中島主査、鶴田

### 議事の概要

#### 1 諮問案件の審議

##### 【諮問案件】

「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」の確認書の作成及び送付業務を民間事業者へ委託するに当たり、市が保有する給付対象者の情報を、オンライン結合により受託事業者へ提供することの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無(条例第10条第1項第2号)について

諮問機関：住民税非課税世帯等給付金プロジェクト

実施機関：住民税非課税世帯等給付金プロジェクト（千代島主幹、江越主査）

—資料をもとに住民税非課税世帯等給付金プロジェクトから説明—

(A委員) 今回の給付金は、児童手当の受給者にも支払われると思うが、同一の事業者に委託するのか。

(実施機関) 児童手当支給業務については確認していないが、封入封緘作業を委託する事業者は、過去に何度か委託した実績があり、信頼性の高い事業者である。

(B委員) 久留米市内の事業者に業務を委託するのか。

(実施機関) 久留米市外の事業者に委託する。

(C委員) 資料の4ページ目以降に業務委託契約書案が記載されているが、これまで他の事業者に委託する際も、同様の内容で契約を締結していたのか。

(実施機関) そうである。

(C委員) 契約書案は、「第〇条」という表記をしているが、数字を入れていないのはなぜか。

(実施機関) この契約書案は個人情報に関する条項部分の抜粋であり、実際はこの前に、業務の概要などを示す条項が入るため、現段階では数字を入れていない。

—他に質問や意見等はなく、この件に関しては承認される。—

#### 2 その他

次回の開催について

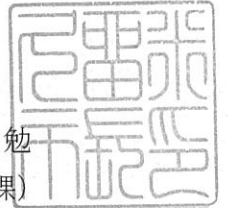
以上

3介保第5698号

令和4年1月13日

久留米市情報公開・個人情報保護審議会会長 様

久留米市長 大久保 勉  
(健康福祉部介護保険課)



## 諮 問 書

久留米市個人情報保護条例第24条の規定により、下記のことについて貴審議会の意見を求めます。

### 記

介護認定調査業務において、介護認定申請者の個人情報をオンライン結合により受託業者に提供することの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無(条例第10条第1項第2号)について

## 【諮問案件 1】

介護認定調査業務において、介護認定申請者の個人情報オンライン結合により受託業者に提供することの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無(条例第10条第1項第2号)について

諮問機関：健康福祉部介護保険課

### 1 業務の概要

介護サービスを受けるために必要な要介護認定は、介護認定申請書(以下「申請書」という。)の提出、介護認定調査、介護認定審査会による判断、市町村による認定の流れで行っている。

現在、上記のうち、介護認定調査に係る事務を受託業者へ委託しており、介護認定調査の際に必要な申請書を市から受託業者に対して郵送しているが、申請書の発送から到着までに3日程度の日数を要しているという状況である。また、郵便法の改正による配達日数の長期化や、災害時の遅延も懸念されるところである。

そこで、現在郵送により送付している申請書を、受託業者が管理する情報共有システムの利用により、データ形式で送付するに当たり、オンライン結合の承認を求めるものである。

### 2 公益上の必要性について(条例第10条第1項第2号)

介護保険法は、申請書の提出から認定までの審査期間として30日を遵守するよう求めているが、実際には、30日を超える事例が多く発生している状況である。そのため、申請書の送付方法を、郵送からデータ送付に変更することにより、受託業者が介護認定調査に着手するまでの期間を可能な限り短縮し、介護認定申請者への早期の結果通知に繋げる必要がある。

また、申請書の郵送を廃止することにより、郵送費の負担削減及び郵便事故を防止することが可能となる。

以上のことから、申請書をオンライン結合により受託業者へ提供することは公益上の必要性がある。

### 3 個人の権利利益を侵害するおそれについて(条例第10条第1項第2号)

情報の提供に当たっては、VPN(※1)の利用により、ネット接続中のセキュリティを確保する。データの受渡しの際は、暗号化ソフトを利用することにより、不慮のサーバ事故の発生時もデータを守ることが可能である。また、サーバからデータの漏えいが発生した場合も、パスワードが漏れない限りデータは複号されない仕組みとなっている。

システムを管理する受託業者は、個人情報の取扱いを適切に行っていると認められる事業者に対して付与されるプライバシーマーク(※2)の認定を受けており、個人情報について、適切な保護措置を講じる体制を整備している。また、委託契約書にも個人情報の取扱いに関する事項を明記する。

データの受渡しについては、受託業者の特定の職員のみが行う。市がデータを送付

した後に受託業者に連絡し、受託業者は、即時にデータを回収し、サーバ上からデータを削除することとしている。市がデータを送付してから受託業者がデータを削除するまでの時間を短縮することで、個人情報漏えい等のリスクを低減させる。

以上のことから、今回のオンライン結合による個人情報漏えい等のリスクは低いと考えられるため、個人の権利利益を侵害するおそれはないものとする。

#### ※1 VPN

VPNとは、Virtual Private Networkの略称であり、インターネット上に仮想的な専用回線を設けて、アクセスを許可された拠点間のみが、セキュリティ上の安全な経路を使ってデータをやりとりすることができるものである。

#### ※2 プライバシーマーク

一般財団法人日本情報経済社会推進協会が、個人情報の取扱いを適切に行っていると認める事業者に対し付与するものである。プライバシーマーク制度は、日本工業規格 JIS Q 15001 に基づいて第三者により客観的に評価される制度であることから、プライバシーマークの付与を受けた事業者にとっては、法律への適合性はもとより、自主的に高い保護レベルの個人情報保護マネジメントシステムを確立し、運用していることを示すものとなる。

### 4 オンライン結合により提供する個人情報

申請者又は家族の氏名、住所、電話番号、申請者の性別、生年月日及び被保険者番号、入院・入所先、認知症の有無及び程度、前回の介護度

### 5 実施時期

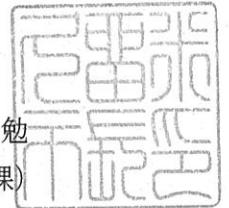
令和4年4月1日から

3 総 第 1 9 4 2 号

令和4年1月17日

久留米市情報公開・個人情報保護審議会会長 様

久留米市長 大久保 勉  
(総務部総務課)



## 諮 問 書

久留米市個人情報保護条例第24条の規定により、下記のことについて貴審議会の意見を求めます。

### 記

久留米市個人情報保護条例第10条第1項第2号の規定によるオンライン結合等に関し、類型として諮問を行うもの

類型案1 AI-OCR導入業務において、民間事業者が設置・管理するAI-OCRサーバにPDFデータ化された個人情報（センシティブ情報を除く。）を提供する場合

類型案2 AI-OCR導入業務において、民間事業者が設置・管理するAI-OCRサーバに特定項目に係るPDFデータ化された個人情報を提供する場合

## 【諮問案件 2】

久留米市個人情報保護条例第10条第1項第2号の規定によるオンライン結合等に関し、類型として諮問を行うもの

類型案1 AI-OCR導入業務において、民間事業者が設置・管理するAI-OCRサーバにPDFデータ化された個人情報（センシティブ情報を除く。）を提供する場合

類型案2 AI-OCR導入業務において、民間事業者が設置・管理するAI-OCRサーバに特定項目に係るPDFデータ化された個人情報を提供する場合

諮問機関：総務部総務課

### 1 諮問案件の概要

本市では、従来、手作業により行ってきた紙帳票情報のシステムへの入力・登録作業を、省力化とコスト削減のため、AI-OCR（※1）及びRPA（※2）を導入することにより自動化し、業務の効率化を図ってきたところである。

※1 AI-OCR：紙文書をスキャナーにかけた後、文字情報に変換する「光学文字認識機能（OCR）」にAI（人工知能）を活用し、印字された文字だけでなく、手書き文字でも誤変換が少なく、高い認識精度でデータ化できる技術

※2 RPA：普段人が行う定型的なパソコン操作をソフトウェアが代替して自動化するもの

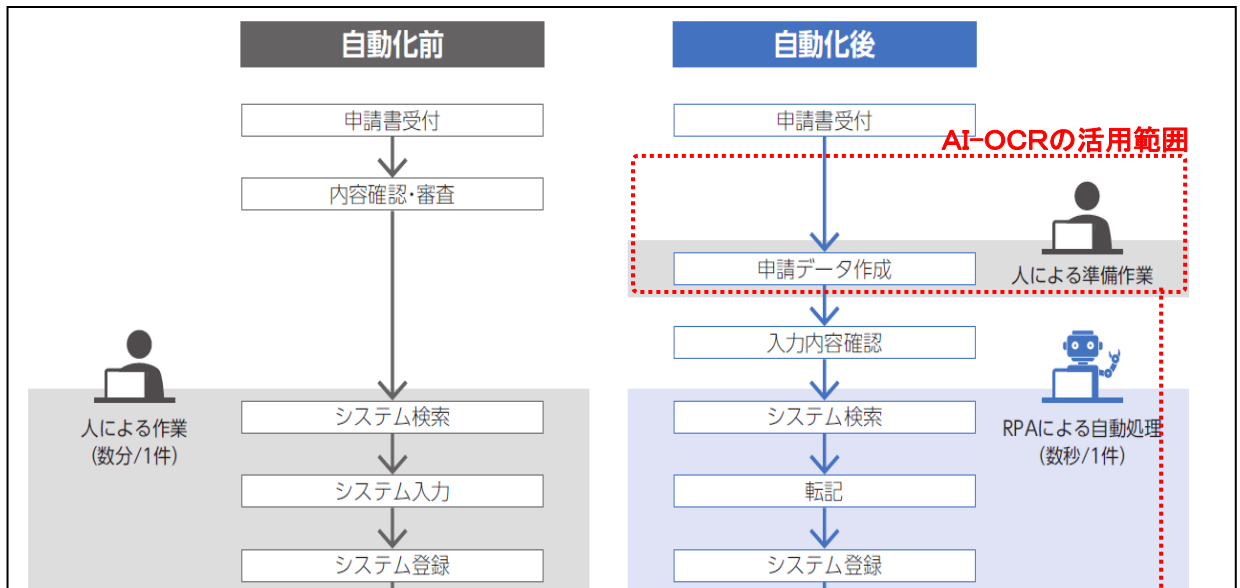
これまでは、AI-OCRを導入しようとする所管課は、個別にオンライン結合等について審議会に諮問を行い、承認を得たうえで実施していた。

今後も、一層の業務効率化に向けてAI-OCR導入業務の拡大が見込まれるが、業務ごとに個人情報の提供方法が変わるわけではないため、今回、条例第10条第1項第2号の規定によるオンライン結合等に関し、類型として諮問するものである。

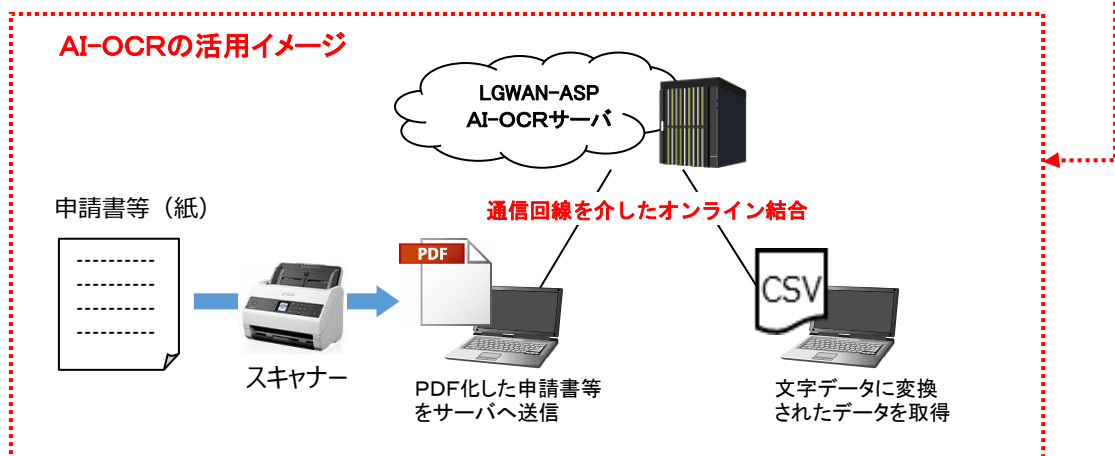
AI-OCR及びRPAの導入による業務の自動化のイメージは、下記「AI-OCR及びRPAの導入イメージ」のとおりである。

通常、紙で提出された申請書等については、人の手でシステムへ入力・登録する必要がある。AI-OCR及びRPAを導入した場合、申請書等をスキャナーでPDFデータに変換後、民間事業者が保有するAI-OCRサーバに送信（オンライン結合）し、文字データに変換する。この文字データを元に、RPAを活用し、システムへの入力・登録作業を自動化することが可能となる。

## 《 AI-OCR及びRPAの導入イメージ(業務の自動化) 》



出典：総務省「自治体におけるRPA導入のすすめ」(2021年1月発行)



### 2 公益上の必要性について (条例第10条第1項第2号)

AI-OCR及びRPAの導入により、次の効果を見込んでいる。

#### (1) 定量的効果

自動化による業務処理時間の削減効果

#### (2) 定性的効果

- ・入力ミスの軽減、正確性の向上
- ・定型業務以外の業務への職員のシフトとそれによる住民サービスの向上
- ・定型作業や誤りの許されない作業の負担軽減
- ・特定の職員にかかっていた業務負荷の分散化
- ・時間外勤務の削減

### 3 個人の権利利益を侵害するおそれについて (条例第10条第1項第2号)

現在、AI-OCRサーバを設置・管理する民間事業者は、下記の(1)から(3)までの安全管理措置を講ずることとしている。今後、別の民間事業者と契約することとな



った場合においても、同様の措置を求めることで、個人情報の取扱いに慎重を期す。

なお、AI-OCRサービスの利用に当たっては、利用約款により、サービス提供者に対し、個人情報の取扱いに関する義務（目的外利用禁止、第三者への提供禁止、漏洩等の防止その他の安全管理措置義務、従業者に当該義務を遵守させる義務）が課されている。

#### (1) ネットワークの安全性について

庁内情報系システムとAI-OCRサーバとは、専用回線に接続されており、外部のインターネット環境とは切り離されたLGWAN（※3）環境下にある。

※3 LGWAN：自治体間等の情報のやり取りのために特別につくられた行政専用のネットワーク。情報はインターネットから切り離された閉域ネットワークでのやり取りとなり、一定のセキュリティを設けているため、通常のインターネットとは比較にならない程のセキュリティが確保されている。

#### (2) システムの安全性について

AI-OCRサーバへ送信された申請書PDFデータは、送信後5日でサーバ内から完全に削除される。これは、AI-OCRの提供事業者が定めている仕様であり、ユーザ側でサーバ上のデータを物理削除できないようになっている。また、AI-OCRサーバ設置・管理業者においては、セキュリティ対策としてネットワークペネトレーションテスト（※4）の実施、ファイアウォール（※5）によるアクセス制御、WAF（※6）によるセキュリティ強化、IPS（※7）による不正アクセスの検知等の措置が講じられている。

※4 ネットワークペネトレーションテスト：実際に既知の技術を用いてシステムへの侵入を試みることで、システムに脆弱性がないかどうかをテストする手法のこと。

※5 ファイアウォール：ネットワーク保護のため、外部からの攻撃を阻止し、及び内部からの望まない通信を防ぐシステム

※6 WAF：ファイアウォール的一种で、従来のファイアウォールでは防げないウェブアプリケーションに対する不正な攻撃を防御するためのシステム

※7 IPS：不正侵入防御システムのことで、不正なアクセスを検知し、通信を遮断する役割を担う。

#### (3) 物理的な安全性について

AI-OCRサーバ保有・管理業者においては、物理的な安全管理措置として、AI-OCRサーバを保管しているデータセンターへの入館者は最小限とし、入館の際はプロジェクトリーダーと責任者の承諾を得る等の措置が講じられている。

また、AI-OCRサーバを格納するラックは施錠し、鍵を使用できる者を制限した上で、作業状況を常時監視カメラで記録することとしている。

#### 4 オンライン結合等により提供する個人情報の内容

○類型案1の場合 センシティブ情報を除く個人情報の提供

本市においては、条例第6条第2項各号に掲げる個人情報（思想、信条、宗教や社会的差別の原因となる個人情報）を「センシティブ情報」として取り扱っており、原則として、その保管等を禁止している。ただし、同項ただし書により、審議会の意見を聴いて行政執行のために特に必要があると認めたときは保管等を許容しているところ、過去に審議会の意見を聴いた個人情報の保管等の類型は以下のとおりである。

類型案1は、以下の類型に属するセンシティブ情報については、今後も個別の諮問を要するが、それ以外の個人情報については、類型として審議会の承認をいただいた上で、以後は個別の諮問を経ずにA I-O C Rサーバへの提供を可能とする案である。

	条項	類型
1	6条2項 1号	各種相談業務において、相談者の生活信条などの個人情報を保管等する場合
2	〃	苦情、要望、陳情などに含まれる申出者の個人情報を保管等する場合
3	〃	作文、論文などに含まれる思想や考え方などの個人情報を保管等する場合
4	〃	議員等の所属政党、会派などの政治的信条に関する個人情報を保管等する場合
5	〃	介護サービス等業務において、受給者の信教、趣味、し好などの個人情報を保管等する場合
6	〃	審議会等附属機関の会議における発言者の意見などの個人情報を保管等する場合
7	〃	履歴書に記載された趣味、し好などの個人情報を保管等する場合
8	〃	申請書に記載された申請理由などの個人情報を保管等する場合
9	〃	事故、工事などの補償に関する本人の主張などの個人情報を保管等する場合
10	〃	市が行う事業に関して対象者の意向など個人情報を保管等する場合
11	6条2項 2号	栄典、表彰等の候補者について刑罰の有無を確認する場合
12	〃	歴史的社会的理由により、生活環境等の安定向上が阻害されている地域に対して各種事業を行う際に、当該地域出身者であることを示す個人情報の保管等を行う場合
13	〃	心身障害者の福祉向上のための事業を行うなかで、重度の心身障害の事実等社会的差別の原因となるおそれがあると認められる情報の保管等を行う場合

○類型案2の場合 特定項目に係る個人情報の提供

類型案2は、AI-OCRサーバへ提供することができる個人情報の項目をあらかじめ特定したうえで、提供しようとする個人情報がその項目に当てはまるときのみ、AI-OCRサーバへの提供を可能とする案である。列挙する項目の案は以下のとおりである。

氏名、住所、郵便番号、生年月日、性別、電話番号、メールアドレス、団体名、勤務先、金融機関名、預金種目、口座名義人、印影（届出印）、通帳番号、口座番号、所属党派、個人識別コード（マイナンバーを除く被保険者番号、住民コード等）、家屋の所在地、自動車ナンバー、続柄

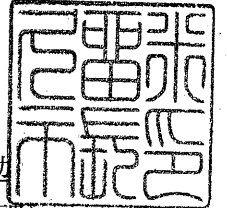
5 過去の審議会への諮問実績

年度	諮問内容	結果
2	介護保険認定申請情報の登録業務において、AI-OCR及びRPAの導入に伴い、申請書に記載された個人情報を民間事業者が設置・管理するAI-OCRサーバとオンライン結合等を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について	承認
3	AI-OCR及びRPAを導入予定の業務において、申請書等に記載された個人情報を民間事業者が設置・管理するAI-OCRサーバとオンライン結合を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について ※市税過誤納金口座振込依頼書の入力業務ほか13業務	〃
	事業継続緊急支援金及び感染症拡大防止対策強化補助金の申請受付業務において、AI-OCR及びRPAの導入に伴い、申請書に記載された個人情報を民間事業者が設置・管理するAI-OCRサーバとオンライン結合を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について	〃
	新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に係る接種記録業務において、予診票に記載された個人情報を民間事業者が設置・管理するAI-OCRサーバとオンライン結合を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について	〃
	り災証明書及び被災証明書の交付業務において、交付申請書に記載された個人情報を民間事業者が設置・管理するAI-OCRサーバとオンライン結合を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について	〃

3子政第512号  
令和4年1月18日

久留米市情報公開・個人情報保護審議会会長 様

久留米市長 大久保 勉  
(子ども未来部子ども政策課)



## 諮 問 書

久留米市個人情報保護条例第24条の規定により、下記のことについて貴審議会の意見を求めます。

### 記

学童保育所運營業務において、AI-OCRの導入に伴い、入所申込書に記載された個人情報を、オンライン結合により民間事業者が設置・管理するAI-OCRサーバに提供すること及び文字データに変換された当該個人情報をオンライン結合により学童保育所運營業務の受託者に提供することの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

### 【諮問案件3】

学童保育所運営業務において、AI-OCRの導入に伴い、入所申込書に記載された個人情報を、オンライン結合により民間事業者が設置・管理するAI-OCRサーバに提供すること及び文字データに変換された当該個人情報をオンライン結合により学童保育所運営事業の受託者に提供することの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

諮問機関：子ども未来部子ども政策課

## 1 業務概要

本市では、就労等により保護者が日中家にいない小学生に対し、放課後に適切な遊びと生活の場を与え、その健全な育成を図ることを目的として、学童保育所運営事業を行っている。また、学童保育所入所受付事務を初めとする運営事務については、久留米市学童保育所連合会（以下「連合会」という。）に委託している。

連合会においては、学童保育所の入所受付事務を次のような流れで行っている。

- ①保護者から提出された学童保育所入所申込書（以下「申込書」という。）（資料1）の情報を学童保育管理システム（以下「学童システム」という。）に登録する。
- ②学童システムに申込書の情報が正しく入力されているかのチェックを行う。
- ③学童システムに登録された情報をもとに入所認定を行う。

学童保育所の入所児童数は年々増加傾向にあり、令和3年度の入所児童数は、平成24年度の約1.5倍である約4,400名となっている。そのため、近年、連合会の人員体制では処理が追いつかず、臨時職員の雇用等を行い対応している状況である。

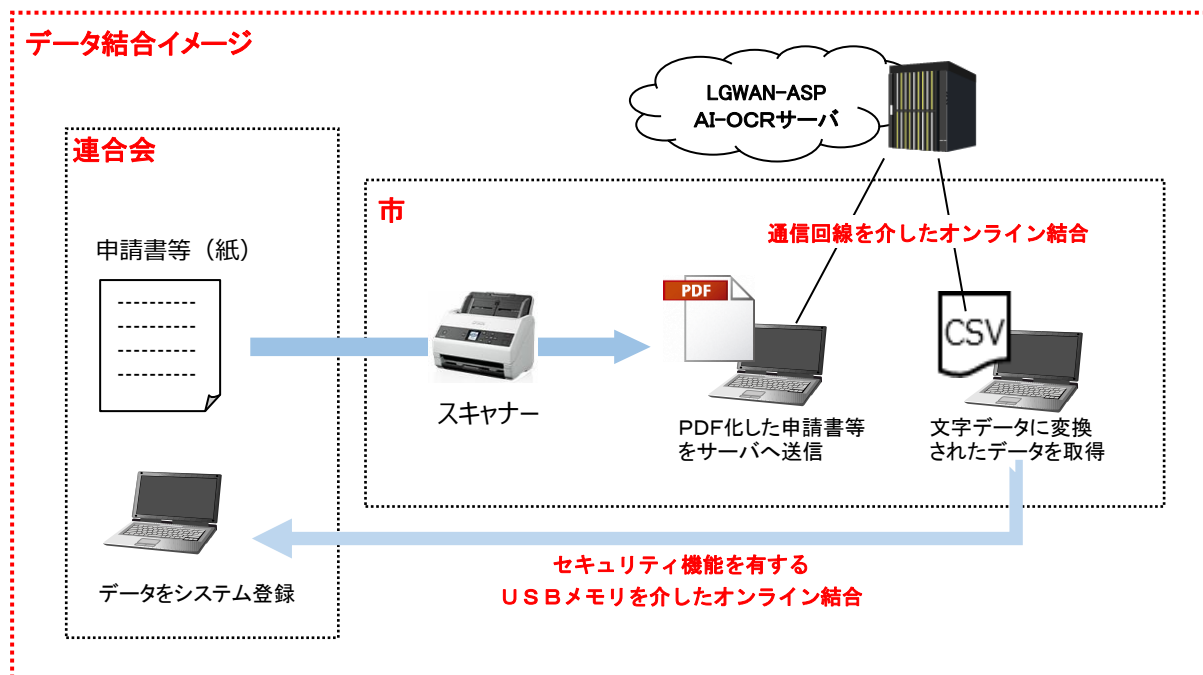
そこで、現在手作業で行っている申込書情報の学童システムへの入力作業を、AI-OCR（※1）の導入により自動化することで、入所受付事務の効率化を図りたいと考えている。

※1 AI-OCR：手書きの書類や帳票の文字を読み取り、デジタル文字に変換する技術。  
AI技術を活用することでより高い精度の文字認識を可能にする。

AI-OCRを導入した場合、連合会に提出された申込書を市がスキャナーでPDFデータに変換し、業者が保有するAI-OCRサーバに送信（オンライン結合）する。市は、業者により文字データに変換された申込情報をUSBメモリを介して連合会に提供（オンライン結合）する。この文字データはCSVファイルとして学童システムに取り込むことができるため、手入力の必要がない。

今回、この一連の流れの中で必要となる、AI-OCRサーバへのデータ送信及びUSBメモリを介した連合会への個人情報の提供について、オンライン結合の承認を求めるものである。

## データ結合イメージ



## 2 公益上の必要性について (条例第10条第1項第2号)

AI-OCRの導入により、次の効果を見込んでいる。

- ・入力ミスの軽減、正確性の向上
- ・学童システムへの入力作業及び確認作業に要する時間の削減効果 (見込) 750 時間
- ・臨時職員雇用費用の縮減

このような効果を生み出すためには、AI-OCRを導入する必要があり、そのためにはデータの提供が必須となるため、これらのオンライン結合には公益上の必要性がある。

## 3 個人の権利利益を侵害するおそれについて (条例第10条第1項第2号)

### (1) AI-OCRのネットワークの安全性について

庁内情報系システムとAI-OCRサーバとは、専用回線に接続されており、外部のインターネット環境とは切り離されたLGWAN (※2) 環境下にある。

※2 LGWAN: 自治体間等の情報のやり取りのために特別につくられた行政専用のネットワークである。情報はインターネットから切り離された閉域ネットワークでのやり取りとなり、一定のセキュリティを設けているため通常のインターネットとは比較にならない程のセキュリティが確保されている。

### (2) AI-OCRのシステムの安全性について

AI-OCRサーバへ送信された申込書PDFデータは、送信後5日でサーバ内から完全に削除される。これは、AI-OCRの提供事業者が定めている仕様であり、ユーザ側でサーバ上のデータを物理削除できないようになっている。また、AI-OCRサーバ設置・管

理業者においては、セキュリティ対策としてネットワークペネトレーションテスト（※3）の実施、ファイアウォール（※4）によるアクセス制御、WAF（※5）によるセキュリティ強化、IPS（※6）による不正アクセスの検知等の措置が講じられている。

※3 ネットワークペネトレーションテスト：実際に既知の技術を用いてシステムへの侵入を試みることで、システムに脆弱性がないかどうかをテストする手法のこと。

※4 ファイアウォール：ネットワーク保護のため、外部からの攻撃を阻止し、及び内部からの望まない通信を防ぐシステム

※5 WAF：ファイアウォール的一种で、従来のファイアウォールでは防げないウェブアプリケーションに対する不正な攻撃を防御するためのシステム

※6 IPS：不正侵入防御システムのことで、不正なアクセスを検知し、通信を遮断する役割を担う。

### (3) AI-OCRの物理的な安全性について

AI-OCRサーバ保有・管理業者においては、物理的な安全管理措置として、AI-OCRサーバを保管しているデータセンターへの入館者は最小限とし、入館の際はプロジェクトリーダーと責任者の承諾を得る等の措置が講じられている。また、AI-OCRサーバを格納するラックは施錠し、鍵を使用できる者を制限し、作業状況は、常時監視カメラで記録することとしている。

### (4) 市から連合会への文字データの提供について

AI-OCRにより文字データに変換されたデータの市から連合会への提供は、パスワードロック機能を有するUSBメモリに格納し、子ども政策課職員が連合会事務所に持参し、担当の職員に直接手渡しする形で行う。USBメモリ上の文字データは、連合会が学童システムに取り込んだ後直ちに消去することとする。

### (5) 利用約款及び契約による義務

AI-OCRサービスの利用にあたっては、利用約款により、サービス提供者に対し、個人情報取扱いに関する義務（目的外利用禁止、第三者への提供禁止、漏洩等の防止その他の安全管理措置義務、従業者に当該義務を遵守させる義務）が課されることになる。

また、連合会との業務委託においては、委託契約書に個人情報取扱いに関する事項を明記し、連合会に適切な取扱いを義務付けている（資料2）。

以上のことから、当該オンライン結合により個人の権利利益が侵害されるおそれはないものと考えられる。

#### 4 提供する個人情報の内容

氏名、住所、性別、生年月日、電話番号、学校・学年、障害・疾病、発達の遅れの有無、申込理由、世帯員の続柄・勤務先

#### 5 実施時期

審議会承認後



## 令和 4 年度 (新規) 学童保育所入所申込書

令和 年 月 日	学童保育所名
久留米市学童保育所連合会 様 フリガナ	
保護者氏名	受付 NO
次のとおり学童保育所の利用を申し込みます。また、連合会が久留米市に当該申込書の記載事項を提供することに同意します。	

児童の状況	フリガナ		性別	男 ・ 女
	氏名		生年月日	H 年 月 日
	学校名及び学年	小学校 年	土曜利用	する ・ しない
	障害・疾病の有無	無 ・ 有 (身体 級、療育 AB)	延長保育	する ・ しない
発達の遅れ：無・有 その他 ( )		夏休み等 早朝見守り	する ・ しない	
〒と住所	〒 久留米市			
第 1 連絡先		第 2 連絡先		

<b>申込理由</b> (該当する番号に○をつけてください)	1. 常態として (1 週間に 3 日以上かつ 1 日につき午前 8 時 30 分から午後 6 時までのうち 4 時間以上) 就労している。 2. 常態として親族等を介護し、又は看護している。 3. 常態として就学している。 4. 疾病にかかり、若しくは負傷し又は心身に障害を有している。 5. 産前又は産後 8 週以内である。 6. 震災、風水害、火災その他の災害に罹災し、その復旧にあたっている。
-----------------------------------	---

## 世帯の状況

入所児童を除く	氏名	続柄	勤務先・学校名	備考

※事務局チェック (就労証明の再提出) …

## 個人情報取扱特記事項

### (秘密の保持)

第1条 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた秘密（個人情報を含む。）を第三者に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された場合においても同様とする。

### (収集の制限)

第2条 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、本人から収集し、又は本人以外から収集するときは本人の同意の上で収集しなければならない。

### (複写及び複製の禁止)

第3条 乙は、甲が文書により指示した場合を除き、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

### (目的外使用及び第三者への提供禁止)

第4条 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を事務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

### (授受及び搬送)

第5条 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報の授受及び搬送を行う場合には、甲の許可又は指示を受け、個人情報の紛失、破損等の事故が発生しないように管理しなければならない。

### (保管及び返還等)

第6条 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報の保管を行う場合には、甲の許可又は指示を受け、個人情報の紛失、破損等の事故が発生しないように管理しなければならない。

2 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

3 乙は、前項ただし書により甲が指示した方法により個人情報を処理した場合は、甲に報告しなければならない。

(廃棄)

第7条 乙は、甲が指定した個人情報を廃棄（消去を含む。）したときは、甲に報告しなければならない。

(報告)

第8条 乙は、この契約による事務の個人情報の取扱いに関し、事故が生じたときは、その内容について甲に速やかに報告し、甲の指示を受けなければならない。

(立入調査)

第9条 甲は、乙がこの契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の管理状況その他必要な事項について乙に報告を求め、又は立入調査できるものとする。

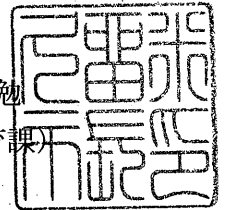
(従事者の監督)

第10条 乙は、その事務に従事する者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項及び久留米市個人情報保護条例第34条又は第35条の規定に該当した場合は罰則の適用があることを周知し、必要な監督を行わなければならない。

3子保第1874号  
令和4年1月17日

久留米市情報公開・個人情報保護審議会会長 様

久留米市長 大久保 勉  
(子ども未来部子ども保育課)



## 諮 問 書

久留米市個人情報保護条例第24条の規定により、下記のことについて貴審議会の意見を求めます。

### 記

保育料の徴収業務において、口座振替通知書に記載された個人情報を民間事業者が設置・管理するAI-OCRサーバとオンライン結合を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

#### 【諮問案件4】

保育料の徴収業務において、口座振替通知書に記載された個人情報をも民間事業者が設置・管理するA I - O C Rサーバとオンライン結合を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

諮問機関：子ども未来部子ども保育課

### 1 業務概要

本市では、保育所を利用するに当たって保護者が負担する利用者負担金（以下「保育料」という。）の支払方法について、保護者の利便性向上及び事務処理の合理化のため、納付書による納付から口座振替による納付を推奨している。口座振替による納付を開始するに当たっては、子ども・子育て支援システム（以下「支援システム」という。）への口座登録作業が必要であり、次のような流れで行っている。

- ①保護者が金融機関に対し、保育料の口座振替依頼書を提出すると、その複写となっている保育料の口座振替通知書（以下「通知書」という。）が金融機関から市へ送付される。
- ②市の担当者が、通知書の情報を支援システムに登録する。
- ③支援システムから口座振替依頼者の一覧を抽出し、担当者2人以上で通知書の内容が正しく入力されているかのチェックを行う。

支援システムへの口座情報の登録件数は年間約1,500件であり、そのほとんどの登録時期が3月の繁忙期と重なり、最終の入所調整や保育料の算定といった他の業務を圧迫している状況である。

そこで、A I - O C R（※1）及びR P A（※2）の導入により、通知書の情報についてエクセルデータ化を行い、支援システムへの口座情報登録を自動化することで、作業の効率化を図りたいと考えている。

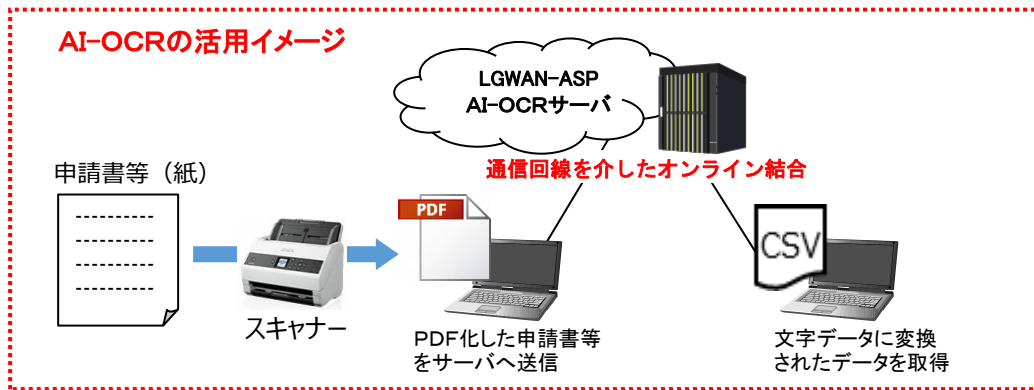
※1 A I - O C R：手書きの書類や帳票の文字を読み取り、デジタル文字に変換する技術。A I 技術を活用することでより高い精度の文字認識を可能にする。

※2 R P A：定型的なパソコン操作を記録して、人の代わりに自動で作業するソフトウェア

業務の自動化の流れは以下の通りである。

まず、金融機関から送付された通知書をスキャナーでP D Fに変換後、業者が保有するA I - O C Rサーバに送信（オンライン結合）し、文字データに変換する。この文字データをP Cに格納すると、本市のエクセルに入力される。その後、R P Aの活用により、支援システムに口座情報を登録する。

この一連の流れの中で、A I - O C Rサーバへのデータ送信について、オンライン結合の承認を求めるものである。



## 2 公益上の必要性について（条例第10条第1項第2号）

AI-OCR及びRPAの導入により、次の効果を見込んでいる。

- ・入力ミスの軽減、正確性の向上
- ・自動化による業務処理時間の削減

AI-OCR及びRPAを導入するためには、通知書に記載された個人情報を含む情報をオンライン結合等によりAI-OCRサーバへ提供する必要があり、当該オンライン結合には公益上の必要性がある。

## 3 個人の権利利益を侵害するおそれについて（条例第10条第1項第2号）

### (1) ネットワークの安全性について

庁内情報系システムとAI-OCRサーバとは、専用回線に接続されており、外部のインターネット環境とは切り離されたLGWAN（※3）環境下にある。

※3 LGWAN：自治体間等の情報のやり取りのために特別につくられた行政専用のネットワークである。情報はインターネットから切り離された閉域ネットワークでのやり取りとなり、一定のセキュリティを設けているため通常のインターネットとは比較にならない程のセキュリティが確保されている。

### (2) システムの安全性について

AI-OCRサーバへ送信された通知書PDFデータは、5日でサーバ内から完全に削除される。これは、AI-OCRの提供事業者が定めている仕様であり、ユーザ側でサーバ上のデータを物理削除できないようになっている。また、AI-OCRサーバ設置・管理者においては、セキュリティ対策としてネットワークペネトレーションテスト（※4）の実施、ファイアウォール（※5）によるアクセス制御、WAF（※6）によるセキュリティ強化、IPS（※7）による不正アクセスの検知等の措置が講じられている。

※4 ネットワークペネトレーションテスト：実際に既知の技術を用いてシステムへの侵入を試みることで、システムに脆弱性がないかどうかをテストする手法のこと。

※5 ファイアウォール：ネットワーク保護のため、外部からの攻撃を阻止し、及び内部

からの望まない通信を防ぐシステム

※6 WAF：ファイアウォール的一种で、従来のファイアウォールでは防げないウェブアプリケーションに対する不正な攻撃を防御するためのシステム

※7 IPS：不正侵入防御システムのことで、不正なアクセスを検知し、通信を遮断する役割を担う。

(3) 物理的な安全性について

AI-OCRサーバ保有・管理業者においては、物理的な安全管理措置として、AI-OCRサーバを保管しているデータセンターへの入館者は最小限とし、入館の際はプロジェクトリーダーと責任者の承諾を得る等の措置が講じられている。また、AI-OCRサーバを格納するラックは施錠し、鍵を使用できる者を制限し、作業状況は、常時監視カメラで記録することとしている。

4 オンライン結合により提供する個人情報の内容

氏名、住所、電話番号、金融機関名、預金種別、口座番号、口座名義人、届出印、入所保育所名

5 実施時期

審議会承認後

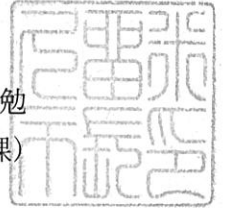




3 総 第 1 9 5 1 号  
令和4年1月18日

久留米市情報公開・個人情報保護審議会会長 様

久留米市長 大久保 勉  
(総務部総務課)



## 諮 問 書

久留米市個人情報保護条例第24条の規定により、下記のことについて貴審議会の意見を求めます。

### 記

災害義援金品配分業務において、AI-OCRの導入に伴い、申請書等に記載された個人情報を民間事業者が設置・管理するAI-OCRサーバとオンライン結合を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無(条例第10条第1項第2号)について

## 【諮問案件 5】

災害義援金配分業務において、A I-OCRの導入に伴い、申請書に記載された個人情報  
を民間事業者が設置・管理するA I-OCRサーバとオンライン結合を行うことの公益上の  
必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

諮問機関：総務部総務課

### 1 業務概要

本市では、災害救助法が適用されるような大規模災害が発生した場合、災害義援金を募集し、  
被災者へ配分する業務を行っている。

集まった災害義援金は、その全額について、「久留米市災害義援金品配分委員会」での審議を  
経て配分対象や配分額（配分比）が決定される。

配分決定後、対象世帯宛に申請書を送付し、必要事項を記入した申請書を返送してもらう。

申請書が届いたら、申請情報をエクセルに入力し、当該エクセルデータを基に申請内容の審  
査を行い、内部の事務手続を経て災害義援金の口座振込を行っているが、現在、エクセルへの  
申請情報の入力、職員による手作業で行っている。

ところで、本市においては、平成30年以降毎年災害が発生し、かつ被災者の数も増大して  
いる。例えば、これまでは、配分対象世帯数は300～500件程度だったが、令和3年8月豪雨に  
おいては2.5倍増の約1,200件の世帯が対象となった。

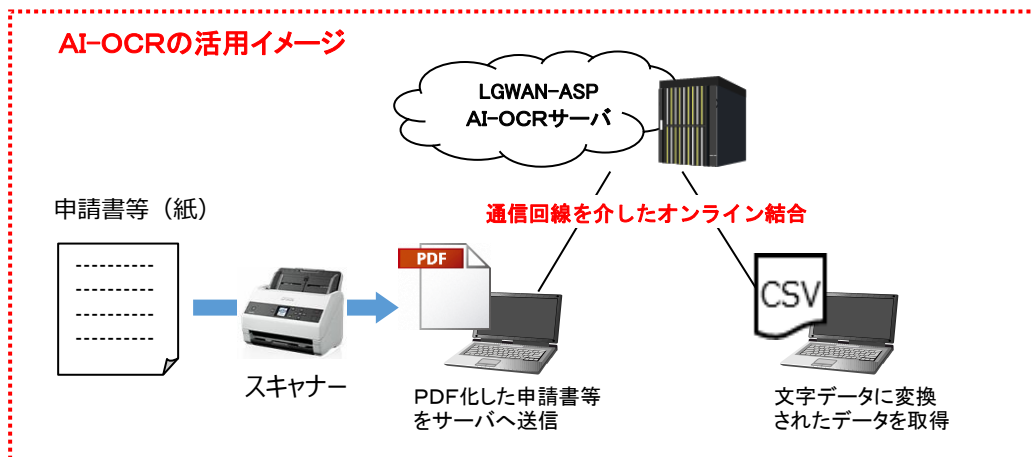
このような状況の中、被災者の生活再建の一助となる災害義援金を速やかに配分するため  
には、ICTの活用により事務の一部を自動化し、作業を効率化することが極めて効果的である。

そこで、災害義援金の配分業務において、A I-OCR（※1）により申請情報をCSVデータ  
化することで、エクセルへの入力を自動化したいと考えている。

※1 A I-OCR：紙文書をスキャナーにかけた後、文字情報に変換する「光学文字認識機  
能（OCR）」にA I（人工知能）を活用し、印字された文字だけでなく、手書き文字で  
も誤変換が少なく、高い認識精度でデータ化できる技術

A I-OCRを導入した場合、申請書をスキャナーでPDFデータに変換後、業者が保有する  
A I-OCRサーバに送信（オンライン結合）し、文字データに変換する。この文字データはエ  
クセルデータとして読み込むことができ、エクセルへの手入力の必要がない。

今回、この一連の流れの中で必要となるA I-OCRサーバへのデータ送信について、オンラ  
イン結合の承認を求めるものである。



## 2 公益上の必要性について(条例第10条第1項第2号)

AI-OCRの導入により、次の効果を見込んでいる。

- ・事務処理の迅速化による災害義援金の早期振込
- ・入力ミスの軽減、正確性の向上
- ・自動化による業務処理時間の削減効果（見込）月間 約 40 時間

AI-OCRを導入するためには、申請書に記載された個人情報を含む情報をオンライン結合によりAI-OCRサーバへ提供する必要があり、当該オンライン結合には公益上の必要性がある。

## 3 個人の権利利益を侵害するおそれについて(条例第10条第1項第2号)

### (1) ネットワークの安全性について

庁内情報系システムとAI-OCRサーバとは、専用回線に接続されており、外部のインターネット環境とは切り離されたLGWAN（※2）環境下にある。

※2 LGWAN：自治体間等の情報のやり取りのために特別につくられた行政専用のネットワーク。情報はインターネットから切り離された閉域ネットワークでのやり取りとなり、一定のセキュリティを設けているため、通常のインターネットとは比較にならない程のセキュリティが確保されている。

### (2) システムの安全性について

AI-OCRサーバへ送信された申請書PDFデータは、送信後5日でサーバ内から完全に削除される。これは、AI-OCRの提供事業者が定めている仕様であり、ユーザ側でサーバ上のデータを物理削除できないようになっている。また、AI-OCRサーバ設置・管理業者においては、セキュリティ対策としてネットワークペネトレーションテスト（※3）の実施、ファイアウォール（※4）によるアクセス制御、WAF（※5）によるセキュリティ強化、IPS（※6）による不正アクセスの検知等の措置が講じられている。

- ※3 ネットワークペネトレーションテスト：実際に既知の技術を用いてシステムへの侵入を試みることで、システムに脆弱性がないかどうかをテストする手法のこと。
- ※4 ファイアウォール：ネットワーク保護のため、外部からの攻撃を阻止し、及び内部からの望まない通信を防ぐシステム
- ※5 WAF：ファイアウォール的一种で、従来のファイアウォールでは防げないウェブアプリケーションに対する不正な攻撃を防御するためのシステム
- ※6 IPS：不正侵入防御システムのことで、不正なアクセスを検知し、通信を遮断する役割を担う。

### (3) 物理的な安全性について

AI-OCRサーバ保有・管理業者においては、物理的な安全管理措置として、AI-OCRサーバを保管しているデータセンターへの入館者は最小限とし、入館の際はプロジェクトリーダーと責任者の承諾を得る等の措置が講じられている。

また、AI-OCRサーバを格納するラックは施錠し、鍵を使用できる者を制限した上で、作業状況を常時監視カメラで記録することとしている。

## 4 提供する個人情報の内容

資料1に記載された情報のうち、住所、氏名、電話番号、振込先口座情報

## 5 実施時期

審議会承認後

No.通し番号

年 月 日

久留米市長 へ

## ●●●● (災害名) 久留米市災害義援金申請書

申請期限： 年 月 日 ( )

## 1 世帯主 (申請・受取人)

※申請者は原則、世帯主となります。

氏 名 (フリガナ)	住 所
	郵便番号： —
(印) (認印可)	電話番号：

下記の事項を了解した上、●●●● (災害名) 久留米市災害義援金を申請します。

- ① この申請は、世帯内で協議のうえ代表して申請するものであり、関係者間の調整は、世帯主が責任をもって行います。
- ② 義援金配分事務のため、被災者台帳の情報を利用することを承認します。
- ③ 義援金の配分が複数回にわたる場合も、この申請書で申請した口座で受け取ることに同意します。

## 2 義援金配分先の受取口座

(「金融機関」か「ゆうちょ銀行」のどちらかを記入ください)

□ 金融機関名 (ゆうちょ銀行を除く)		支 店 名		分類	口座番号	(フリガナ) 口 座 名 義
銀行 信金 信組 農協				普通 ・ 当 座		
銀行コード		支店 コード				

□ ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入ください)	通帳番号 (右詰めにてご記入ください)	(フリガナ) 口 座 名 義
貯金通帳の表紙裏又は、キャッシュカードの記号・番号をご記入ください	1 ※ 0		

## &lt;注意&gt;

- (1) 『1.世帯主 (申請・受取人)』欄及び『2.振込先の口座名義』欄のフリガナは、通帳のカタカナ氏名と同じか確認してください。
- (2) 普通・当座以外の口座 (貯蓄預金や定期預金等) には振込みできません。